

子どものたより場基金・募集要項

2020年度

事業期間： 2020年8月1日から2021年1月31日まで
助成金額： 区分1：上限20万円
区分2：上限50万円
申請締切： 2020年7月10日（金）必着

子どもの貧困や困り事の改善、新型コロナウイルスによる影響への対処に取り組む活動団体＝子どものたより場を応援する助成事業、今年も実施します。

子どもたちは私たちの希望であり、未来を担う大切な社会の宝です。しかしながら現実には、家庭の事情等により子どもの将来が左右されてしまう「貧困の連鎖」が宮城県内でも多く存在します。本プロジェクトは宮城県の未来を担う子どもたちを多様な立場の方々と支えようとするものです。また、新型コロナウイルスによって生じた課題への対処、並びに第2波と想定される今年の秋～冬への対処に関する事業も同時に対象とします。県内の子どもの貧困や困難な状況と、子どもたちを支える活動団体への資金助成として以下をご確認のうえ、ぜひご応募ください。

主 催



宮城県内で取り組まれている子どもが「たよれる場・活動」へ助成します

1. 対象地域： 宮城県全域
2. 対象期間： 2020年8月1日から2021年1月31日までに実施、終了するもの
3. 活動対象： 主として、子どもの貧困や困難な状況（新型コロナウイルスによって生じた課題）を改善するための、必要な取組みに資金支援を行い、もって状況の改善を図る。（子どもとは、概ね20歳以下を対象とする）

4. 対象テーマ
 - 1) 子どもの居場所の提供を図ろうとする事業
 - 2) 栄養バランスを考慮した食事の提供や食育に通じる事業
 - 3) 主として教科的な学習の支援を図る事業、又は教科外の多様な学びの機会を創出する事業
 - 4) 子どもの貧困や困難な状況を支援するための事業
 - 5) 2020年新型コロナウイルスによって生じた課題への対処、或いは秋冬への準備策。特に、活動頻度を向上するための取組み
 - 6) その他、1～5に合致しないが、子どもの貧困や困難な状況を改善するために有効な事業

5. 対象活動例
 - 1) 平日の放課後や夜間、週末や長期休み期間など、特に支援が必要とする時機をみて、地域の多様な施設・場所を活用して、子どもが地域の大人にたよれる場をつくるもの
 - 2) 個食や孤食にある子どもに対して、栄養価にも配慮をした食事の提供を図るもの
 - 3) いわゆる学校の教科に関する学習を支援するもので、その手法は問わないが、子どもの状況やニーズに即した有効なもの
 - 4) いわゆる学校の教科外に関する多様な学びで、大人数での遊びや異年齢グループ、屋内・屋外を問わず、多様な経験や学びの機会を創出するもの。ただし、演劇や映画、音楽の鑑賞等の受け身なもの、遊園地等へ行って遊ぶ等のものは原則として対象外
 - 5) 食事の提供を行うプログラムにおいて食品衛生管理や食中毒防止に関する研修、ボランティアの養成、その他事業の質を高めるため必要と考えられる研修や視察等
 - 6) 新型コロナウイルスによって生じた課題への対処として、地元の飲食店等からお弁当を購入し、それをもって配布する支援
 - 7) 新型コロナウイルスの影響から、平時は月1～4回程度であったものを、倍増するための準備としての人材募集や研修等の取組みを優先的に採択します
 - 8) 新型コロナウイルスの影響において、福祉資源への接続や支援情報の提供がより重要になります。そのために、カラー・レーザープリンター等の導入を通じて、情報提供の質をあげ、必要な情報が届きやすい体制の構築をはかるもの。或いは、備蓄品をより多く受け入れるための冷凍庫の購入

6. 重要事項

- 1) 子どもの貧困にかかる支援を行う際は、その支援事業に「参加すること＝困窮者」であるという見え方になり、支援を必要としている子どもが参加を躊躇する等の状況が起きています。解決は簡単ではないかもしれませんが、そのような状況へ配慮すると共に、創意工夫のご検討をお願いします。
- 2) 子どもの貧困にかかる支援事業として、参加する子どもの個別背景まで把握をして申請・報告をいただくことは求めません（参加人数等）。しかし、何等かの形で支援を必要としている困難な状況にいる子どもに、申請をいただく事業の取組みに関する情報が届くような、具体的な施策を含む事業を優先します。
- 3) 「食事の提供」が組み込まれているものを採択する優先枠があります。（食事の提供が含まれていなくても採択されます。食事の提供を含むものと、含まないものを区別して審査するというもので、採択件数の比率も特に定めていません。）
- 4) 新型コロナウィルスの影響により 2020 年の秋～冬にかけて、状況によってはさらに学校の休校や飲食店の休業要請、雇用環境の悪化・失業者の増加、外出の自粛要請が長期化される予測もあります。申請団体の判断により、2020 年 3 月～5 月の時期等の経験をふまえた必要な対策を検討してください。その主要な課題として考えられるものは、範囲や人数が非常に多く、困窮度が高くなりがちで、孤立しがちである点です。一つの団体ではできない連携が必要なこと等は、外出可能な時期からの対処・準備活動も十分に検討をしてください。
- 5) 学習支援の一環として、インターネットを通じたコンテンツへの接続を図るため、申請団体としてタブレット等の購入をして、支援を要する子どもや家庭への貸与を行う事業も、一概に対象外とはしません。しかし、実際の稼働に必要な通信費や大人の関わり、利用制限の設定、適当なコンテンツの利用など、実際に効果的に活用されるための十二分な支援体制が付帯しているとみなされる事業に限定します。また費用対効果も十分にご検討ください。
- 6) 本事業は、原則として 20 歳未満の子ども・青年を対象として行われる支援活動に助成を行う事業です。しかし、当該の子どもの同居している親や家族、或いは活動の特定により地域の広範な年齢を対象にしている場合に新型コロナウィルスに関する影響の支援に限り、対象にすることを妨げるものではありません。但し、支援対象はあくまで 20 歳未満の子どもを主対象としたもの限定し、審査の際には子どもへの支援実績を確認させていただきます。
- 7) 現在の諸状況を踏まえて、プリンターや冷凍庫の購入費用も助成対象としましたが、それらは経常的に発生する費用も増加します。助成期間中に用いる範囲においては電気代等の計上も認めますが、助成期間をこえて発生する経費は対象外です。購入後に経常的に発生する経費をふくめて良くご検討ください。※金額は実売価格を調査しています。

7. 対象外の活動

- 1) 学術的研究・調査活動、政策提言活動
- 2) 1～2 年程度の継続した活用が見込めない物品や什器や設備等の購入
- 3) 機材や物資の購入のみの活動
- 4) ※購入した資器材を用いて、本事業の趣旨に即した活動に用いるのであれば機材購入は可。
- 5) 政治・宗教活動

- 6) 反社会的勢力が関与している活動
- 7) 本助成事業からの資金を、奨学金や支援金として充当すること

助成の対象となる団体

8. 対象団体：宮城県内に本拠地をおき、宮城県内を活動対象地域としているグループ・団体等
 - 1) 地元住民5名以上のボランティア・グループ、高校、大学等の学生のサークル等
 - 2) 自治会や町内会、PTA や地域のために活動するグループ等
 - 3) 市民活動団体（任意団体含む）、特定非営利活動法人、一般社団法人等
 - 4) 1～3 に該当し、報告書の提出と資金の管理ができる組織
 - a) 資金の管理：入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること
 - b) 本事業の趣旨により、年間予算が小規模である組織が優先されることがあります。

事業期間

9. 助成対象事業期間
 - 1) 2020年8月1日 から 2021年1月31日まで
 - a) 但し、食材の購入費用に限り、7月1日～7月31日までに購入したことが証明できる場合、一定の条件下で費用の充当を認めます。

助成金額

10. 助成額：
 - 1) 区分1：上限20万円のもの ※ 3～8件程度を想定
 - 2) 区分2：上限50万円のもの ※ 2～4件程度を想定

※注記

 - ✓ 金額の区分によって、申請や書類提出上の違いはありません。
 - ✓ 助成比率は特に定めません。本助成金100%の事業でも構いません。
 - ✓ 他の助成事業との組合せは構いませんが、経費の重複がないようにしてください。
 - ✓ 総事業費は、助成申請額の2倍程度までの組立てをお勧めしています。

11. 対象となる費用の例：

- 1) 申請団体の役員・職員への報酬・人件費は、区分1、2のいずれも助成申請額の3割まで
 - a) 役員への報酬：役員名簿に記載のある個人への支払いに限定をします。
 - b) 職員への人件費：雇用契約を結んでいる職員への支払いに限定をします。
- 2) 活動に必要な資材・図書等の購入費
- 3) ボランティア交通費
- 4) 人材育成にかかる外部講師、専門家にかかる謝金・旅費
- 5) カラー・レーザープリンター本体の購入
 - a) 価格本体5万円以下まで
 - b) 購入意図と使用目的を申請書に記載してください。
- 6) 冷凍庫・冷凍ストッカー等、食事や食材の提供を図る上で必要な機材の購入費
 - a) 本体価格5万円以下まで（個数・台数に関わらず、総額として）
 - b) 申請団体が適切に管理し、申請団体の事業以外に使用しないことが前提です。
 - c) 購入意図と使用目的を申請書に記載してください。
- 7) 食材・材料費等 ※アルコール類は対象経費に含めません
- 8) 活動にかかる場所の賃借料、水道光熱費
 - a) ただし、申請事業における稼働分に応じて一定の基準による按分をすること。
 1. 活動拠点を月4回利用する場合は30分の4日分等、一定の基準を明示すること。
 - b) 本助成は、活動拠点にかかる維持費用をご支援する助成事業ではありません。
- 9) 食材の事業期間前購入の費用：2020年7月1日以降、7月末日までに購入をした食材費について、8月1日以降に実施する「助成対象事業」に充当する等、採択決定団体が、以下の条件が整うものに限り充当を認めます。
 1. 日付：2020年7月1日以降、7月末日の日付であること
 2. 領収書：領収書の原本の提出が可能で、宛名は申請団体名の記載があるもの
 3. 明細：購入品目の明細があり、食材費の購入費用であると確認できること
 4. 充当額：助成決定額のうち、5千円以上、5万円以下 ※5千円単位での切り捨て
 5. 活用：2020年8月1日以降に充当することを称した書面を団体代表者名で作成すること
 6. 申告期限：2020年8月10日（月）12時迄に助成事務局あてに電子メールで申告をすること。申告内容は、P7の項目を参照
電子メール：tayloriba@sanaburifund.org
 7. 注記：7月中に購入したものにおいて、本助成事業において不採択となった場合の補償や責任について、本助成事業は負うことはできません。採択団体においても、諸条件が整わない場合は助成金の充当ができない場合がありますので予めご了承ください。

12. 対象外となる費用：

- 1) 申請団体の役員・職員への報酬のうち、助成申請額の3割をこえた費用
- 2) 申請団体の役員・職員が講師役となっていく際の講師謝金
- 3) 8月1日以前に支出した経費 ※食材費の購入、特定品目の購入を除く
- 4) プリンター本体の購入費用、冷凍庫等の購入費用のうち、指定した額を超える金額
- 5) 前項(4)の付帯費用等で、助成期間を超えて使用する交換品や諸費用の計上
- 6) 食材・材料費等のうち、大人が飲用する「酒類」の購入費用
- 7) 申請団体の支援対象者に給付・供与・提供するためのインターネット接続機器、タブレット、PC等の購入費、並びに助成金そのものを現金給付に用いること
- 8) その他、不明な点は事務局にお問い合わせください。

申請方法

13. 申請締切：2020年7月10日(金) 必着 ※電子メールの場合は23時頃まで

14. 書類の提出

- 1) 提出方法は二つあります
 - a) 紙に印字して郵便等で、送付する形態
 - b) 電子メールの添付ファイルとして、送付する形態
- 2) 注意事項：
 - a) 郵送等で送付する場合：申請書類の送付は「ポスト投函式」の配送サービスの利用をお願いします。(通常の郵便(配達履歴が必要な場合は「特定記録」、もしくはレターパックライト(青色)等) <受領確認が必要な、宅配便、レターパックプラス(赤色)送付方法は避けて下さい>
 - b) 電子メールで送付する場合：捺印は省略する形で結構です。提出形態によって必要書類は変わりません。※電子メールでの申請をおすすめします。
 - c) **電子メール申請の場合、必ず受領の確認メールをお送りします。締切後2日が経過しても受領確認のメールが届かない場合は、必ずご連絡ください。**
- 3) ダウンロード：募集要項・申請書様式は、下記ウェブサイトからダウンロードできます。
子どものたより場応援プロジェクト：<http://kodomonotayoriba.kahoku.co.jp>
公益財団法人地域創造基金さなぶり：<http://www.sanaburifund.org>

15. 必要書類 ※ご不明な点は事務局までお問い合わせください

- 1) 申請書（指定様式）
- 2) 規約や定款など
- 3) 事業報告書（前年度分） ※設立 1 年目の団体は不要
- 4) 決算書（会計報告書）（前年度分） ※設立 1 年目の団体は不要
- 5) チラシやパンフレット等活動が分かるもの（もしあれば） ※電子メールへの添付が難しい場合は、この項目に該当する部分だけ、郵送などを頂ければ結構です。

助成に係るスケジュール

16. 各種スケジュール

- 1) 【助成決定】 審査会をへて採否を決定し、7 月末日に各団体に電話・文書にて通知します。
- 2) 【助成金の支払】 活動の実施に関する覚書を締結のうえ、指定の口座にお振込致します。
 - a) 振込時期は、助成決定後覚書を締結後になり、助成決定から約 1 か月後になります。
- 3) 【活動開始】 2020 年 8 月 1 日以降に活動を開始（助成金を充当した活動）してください。
- 4) 【報告書の提出】 活動終了後 1 か月以内に、所定の様式に基づいた報告書（簡易な会計報告を含む）と活動の様子が分かる写真（画像データ）をご提出いただきます。
 - a) 領収書は適切に保管・管理をお願いします。詳細は、決定時にお知らせします。

申請書の提出先／お問い合わせ先

「子どものたより場基金」事務局 公益財団法人地域創造基金さなぶり

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町 1-2-23 桜大町ビル 602

TEL : 022-748-7283 FAX : 022-748-7284

E-mail : tayoriba@sanaburifund.org

お問い合わせ：月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9：00 ～ 18：00 担当：鈴木

※現下の社会情勢を考慮し、事務所勤務を減らしています。担当者が事務所に不在にしていることが多いため、電子メールでのご相談を推奨しています。

よくあるご質問

- ✓ カラー・レーザープリンター、冷凍庫等の購入費用が指定した金額を超える場合の取り扱い？
 - 回答：申請団体の自己資金等から積み増して指定金額以上の製品を購入することは可能です。本助成金の資金は、指定した金額以上は充当しないで頂ければそれで結構です。
- ✓ 既にカラー・レーザープリンターや冷凍庫等を購入、或いはリース契約をしている場合の取り扱いは？
 - 回答：2020年8月1日以前に購入・発注している場合、並びに本助成事業の予算書への計上と助成対象として認められない場合は、対象外です。リース契約をしている場合は、本助成期間中の経費について、使用比率に応じた費用計上は可能です。家賃等と同様、実際に使用する分量等を考慮のうえ、按分計算を行い、またその計算式を明示してください。
 - ◇ 例) 月額 15000 円 ÷ 1/3 = 月 5000 円 × 6 か月 = 30,000 円
 - ◇ 月額 15000 円、本助成事業にかかる比率が 3 分の 1 を占めるので、月額 5000 円を計上という具合に、そもそも支払をしている絶対額と計上額の根拠となる考え方を上記のような数式にて記載してください。
- ✓ 冷凍庫の設置、電気工事等が発生する場合は？
 - 回答：対象外です。追加的な電気工事を必要としない商品が多くあります。追加的な費用が発生する場合は、申請団体の自己負担としてください。
- ✓ 冷凍庫の設置場所の指定はありますか？
 - 回答：原則として、申請団体の活動拠点である事務所等が自然かと思いますが、団体が管理・契約する場所、すなわち申請団体の適切な管理下におかれる場所であれば問題はありません。
- ✓ 冷凍庫の管理において指定がありますか？
 - 回答：10万円未満の機器等は、税法上の資産には該当しないものの、申請団体としての試算台帳には掲載し、運用、修理、廃棄に至るまで適切に管理、使用できることを必須条件とします。特に、申請団体の活動に関係すると認められない用途に用いることは禁止します。
- ✓ 食材の事業期間前購入の費用について、助成申請の予算書ではどのように計上をすればいいですか？
 - 7月10日の時点で、7月中に食材の事業期間前購入をするか否かの判断がつかない場合があります。従って、申請時点で明確に事前に食材購入をするとうわがっている場合以外は、原則として予算書に、この費用を計上する必要はありません。
 - 助成決定後、助成金をお支払する前に助成金の用途等を定めた助成確認書を締結します。その締結をする際に、助成決定額の用途のなかで、事前購入費用として助成金を充当するか否かの調整をします。
- ✓ 食材の事業期間前購入にかかる申告
 - 採択通知を受けた団体で、「食材の事業期間前購入」の適用を受けることを希望する場合は、8月10日（月）12時までに、電子メールにて以下の事項を申告してください。
 - ◇ 団体名、担当者名
 - ◇ 食材の事業期間前に購入した食材費の合計額（実際の金額）
 - ◇ 明細つきの領収書の保管：あり・なし のいずれか

以上